

協議第37号

学校教育事業の取扱いについて

学校教育事業の取扱いについて提出する。

平成15年11月30日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

学校教育事業の取扱いについて

- (1) 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。
- (2) 修学旅行助成事業については、合併時に統一する。
- (3) 学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。
- (4) スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (5) 遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (6) 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 学校教育事業の取扱い
関 連 項 目	奨学資金貸付事業 修学旅行助成事業 学校給食事業 スクールバスの運行事業 遠距離通学費補助事業 公立幼稚園

調整内容	<p>1. 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。</p> <p>2. 修学旅行助成事業については、合併時に統一する。</p> <p>3. 学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。</p> <p>4. スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。</p> <p>5. 遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。</p> <p>6. 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
------	---

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
奨学金貸付事業	本荘市奨学資金貸付条例	矢島町奨学資金基金条例	な し	由利町奨学資金の貸与に関する条例
貸付対象	<p>高等学校、国立高等専門学校、短期大学、専修学校、又は大学に在学し、奨学生を志望する者で次の条件を具備する者。</p> <p>1. 身体強健、品行方正であって学業成績優良である者</p> <p>2. 在学学校長が奨学生として推せんした者</p> <p>3. 本荘市住民の子弟である者</p> <p>4. 学資金に困難である者</p>	<p>高等学校、国立工業高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に入学する者若しくは在学中の者で次の要件を満たす者。</p> <p>1. 矢島町住民の子弟</p> <p>2. 学業成績優良、身体強健、品行方正</p> <p>3. 学資支弁が困難な状態にある者</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する学校長等が発行する在学証明書を有する者。 ・ 由利町民の子弟である者。 ・ 学資金の支弁が困難である者。
貸付金額	<p>大学・短期大学・高等専門学校・専修学校 月額25,000円</p> <p>高等学校 月額10,000円</p>	<p>高等学校 月額20,000円以内</p> <p>国立工業高等専門学校 前期3年間月額20,000円以内 後期2年間月額50,000円以内</p> <p>専修学校、短期大学、大学 月額50,000円以内</p>		<p>高等学校 月額10,000円以内</p> <p>大 学 月額30,000円以内 (短大、専門学校を含む。大学院を除く)</p>
貸付方法	毎月、本人名義の銀行口座へ振り込む。但し8月、1月、3月については、各前月分と一緒に振り込む	毎月本人又は、保護者の金融機関口座に振り込む 特別な事情があると認められた場合は、数ヶ月分を合わせて交付する。		毎月、本人名義の口座へ振り込む。但し、4～5月は6月分と一緒に振り込む。
貸付期間	教育委員会で決定の年度初め(4月)から、その学校における正規の修学	貸与を受けるに至った月からその学校における正規の修業期間		貸与を受けるに至った月からその学校における正規の修業期間
貸付利子	無 利 子	無 利 子		無 利 子
返還方法	<p>卒業の月の1力年後から</p> <p>大学・高等専門学校 10年間</p> <p>短期大学・専修学校 8年間</p> <p>高等学校 8年間</p> <p>貸与額を返還年数で除した額を、毎月、6ヶ月に1回(年2回)、または年賦で返還する。</p>	<p>卒業の月の翌月から起算し1年後から</p> <p>高等学校 6年以内</p> <p>専修学校、短期大学 5年以内</p> <p>国立工業高等専門学校、大学 10年以内</p> <p>に月賦又は年賦により償還。全額、一部繰上償還することができる。特別な事情があると認められたときは、全額又は一部償還を免除する。</p>		<p>卒業後、1年経過してから返還を開始し、10年以内に返還。但し、全額又は一部を一時に償還することができる。</p>

各市町の現況（平成15年4月1日現在）				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
奨学金貸付事業	大内町奨学資金貸付基金条例	東由利町奨学資金貸付基金条例	西目町奨学資金貸与に関する条例	鳥海町高校生等緊急修学資金貸付基金条例
貸付対象	高等学校及び大学等(専門学校を含む)に入学する者もしくは在学中の者で以下の全ての要件を満たす者 1.大内町の子弟 2.身体強健、品行方正で 学業成績が優秀 3.学資の支弁が困難 4.他の制度による奨学資金の貸付けを受けていない	高校・大学に入学若しくは在学中で(上記に準ずる農林業、工業、工芸等の専門学校含む) ・東由利町住民の子弟 ・学業優良で、態度行動が方正 ・学資の支弁が困難	奨学生は、大学又は大学院に在学し奨学生を志望するものであって 1.身体強健、品行方正であって学業成績優秀なもの 2.在学する学校長が奨学生として推薦したもの 3.西目町民の子弟であるもの 当分の間、高等学校、専修学校、高等専門学校及び短期大学に在学する者で奨学生を志望する者については、選考委員会の意見を聞いて決定することができる	1.全日制高等学校、専修学校の高校課程、国立高等専門学校に通学する生徒の保護者(国立高等専門学校の四年生以上は除く) 2.学費の支弁が困難な状態である者 3.鳥海町社会福祉協議会で取り扱う修学資金の貸付けを受けていない者
貸付金額	高等学校 月額20,000円 大学等 月額40,000円	高等学校 月額20,000円以内 大学 月額50,000円以内	高等学校 月額20,000円 専修学校、高等専門学校、短期大学 月額30,000円 大学及び大学院 月額40,000円	自宅通学 月額15,000円 自宅外通学 月額20,000円 (総額は、基金の範囲内)
貸付方法	毎月、本人に交付(指定した金融機関口座に振り込む) 特別な事情があれば、数ヶ月分を合わせて交付	毎月、本人に交付(指定した金融機関口座に振り込む) 特別な事情があれば、数ヶ月分を合わせて交付	毎月、本人又は保護者に交付(指定した金融機関口座に振り込む) 特別な事情があるときは数ヶ月分を合わせて交付	6ヶ月分を4月、10月に貸付けするが、貸付決定の期間がずれた場合、それぞれ4月あるいは10月までの残りの月数分について貸付けする。
貸付期間	貸与を受けるに至った月からその学校における正規の修業期間	貸与を受けるに至った月からその学校における正規の修業期間	貸与を受けるに至った月からその学校における正規の修業期間	貸付を受けるに至った月から、平成16年3月31日まで
貸付利子	無利子	無利子	無利子	無利子
返還方法	最終貸付をした月の1年後から10年以内に、月賦又は年賦による。但し、繰り上げ償還することができる。	最終貸し付けの1年後から償還。貸付期間の2倍に相当する期間内に割賦返還(繰上償還可)	奨学金は、卒業の一年後から次の区分により、その金額を月賦又は年賦で返還しなければならない。但し、全額又はその一部を一時に返還することができる。 奨学金貸与年数1年以内 返還すべき年数3年 奨学金貸与年数2年以内 返還すべき年数5年 奨学金貸与年数3年以内 返還すべき年数8年 奨学金貸与年数4年以上 返還すべき年数10年	卒業後、据置1年とし、以後5年以内の年賦償還

具体的な調整方法	
奨学金貸付事業	奨学金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。

調整内容	1. 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。 2. 修学旅行助成事業については、合併時に統一する。 3. 学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。 4. スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。 5. 遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。 6. 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
------	--

項目	各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
修学旅行助成事業	小学生 児童 1,800円/一人 引率 6,000円/一人 中学生 生徒 3,900円/一人 引率 15,000円/一人	小学生 バス代 150,000円×2台 引率 5,000円/一人 中学生 生徒 5,000円/一人 引率 15,000円/一人	小学生 児童 5,000円/一人 引率 なし 中学生 生徒 7,000円/一人 引率 なし	小学生 児童 2,000円/一人 引率 なし 中学生 生徒 5,000円/一人 引率 県費以外について実費補助
学校給食事業	完全給食 週 5 日 調理方式 単独調理場方式 9校8施設 (石沢小・中は併置校) 共同調理場方式 2校1施設 (新山小で調理し北内越小へ運搬) 給食費(一人当たり) 新山小学校 260円/食 鶴舞小学校 260円/食 尾崎小学校 255円/食 子吉小学校 250円/食 小友小学校 240円/食 石沢小学校 235円/食 北内越小学校 260円/食 松ヶ崎小学校 255円/食 北中学校 295円/食 南中学校 295円/食 石沢中学校 275円/食	完全給食 週 5 日 調理方式 単独調理場ウエット方式 小学校 1 施設 中学校 1 施設 給食費(一人当たり) 矢島小学校 260円/食 矢島中学校 300円/食	完全給食 週 5 日 調理方式 単独調理場ウエット方式 小学校 2 施設 中学校 1 施設 給食費(一人当たり) 道川小学校 260円/食 亀田小学校 260円/食 岩城中学校 300円/食	完全給食 週 5 日 調理方式 単独調理場ウエット方式 小学校 3 施設 中学校 1 施設 給食費(一人当たり) 西滝沢小学校 260円/食 前郷小学校 260円/食 鮎川小学校 260円/食 由利中学校 300円/食

項目	各市町の現況 (平成15年4月1日現在)			
	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
修学旅行助成事業	小学生 児童引率 なし 4,500円/一人 中学生 生徒引率 なし 県費以外について実費補助	小学生 児童引率 1,500円/一人 4,500円/一人 中学生 生徒引率 5,000円/一人 15,000円/一人	小学生 児童引率 なし なし 中学生 生徒引率 なし 県費以外について実費補助	小学生 児童引率 2,500円/一人 5,000円/一人 中学生 生徒引率 5,000円/一人 18,000円/一人
学校給食事業	完全給食 週5日 調理方式 単独調理場ウエット方式 小学校 3 施設 中学校 2 施設 給食費(一人当たり) 上川大内小学校 260円/食 下川大内小学校 260円/食 岩谷小学校 260円/食 大内中学校 300円/食 出羽中学校 300円/食	完全給食 週5日 調理方式 単独調理場ドライ方式 小学校 2 施設 中学校 1 施設 給食費(一人当たり) 高瀬小学校 255円/食 八塩小学校 255円/食 東由利中学校 300円/食	完全給食 週5日 調理方式 共同調理場ドライ方式 小学校・中学校・幼稚園 1 施設 給食費(一人当たり) 西目小学校 255円/食 西目中学校 295円/食 幼稚園 3,500円/月 (11ヶ月)	完全給食 週5日 調理方式 単独調理場ウエット方式 小学校 3 施設 単独調理場ドライ方式 中学校 1 施設 給食費(一人当たり) 直根小学校 285円/食 川内小学校 285円/食 笹子小学校 285円/食 鳥海中学校 320円/食

具体的な調整方法	
修学旅行助成事業	修学旅行助成事業については、助成内容について合併時に統一する。
学校給食事業	学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。

調整内容	1. 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。 2. 修学旅行助成事業については、合併時に統一する。 3. 学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。 4. スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。 5. 遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。 6. 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
------	--

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
スクールバス 運行事業	南中学校 マイクロバス(29人乗) 小友地区 1台	矢島小学校 町有大型バス(42人乗) 桃野方面 1台	岩城中学校 大型バス(76人乗) 亀田地区 1台	鮎川小学校 マイクロバス(29人乗) 1台 由利中学校 マイクロバス(29人乗) 1台
遠距離通学費補助事業				
小 学 校	対 象 通学距離が4 km以上 低学年 通 年 高学年 冬期間 通学距離が6 km以上 全学年 通 年 補助内容 バス定期代の全額 冬期間、子吉地区の葛法、船岡町内の児童に対して貸し切りバスを運行する。	対 象 旧分校地区のバス・汽車利用 1～3年生児童 補助内容 最も安価な乗車運賃分を限度として補助(全額)	な し	(平成16年度から実施予定) 対 象 通学距離が4 km以上で最寄りの駅まで1.5km未満の集落の児童を対象 通学距離が4 km以上で最寄りの駅まで1.5km以上の集落の児童はスクールバスで対応する。 補助内容 通学費の全額を補助
中 学 校	対 象 通学距離が6 km以上 冬期間 通学距離が8 km以上 通 年 補助内容 バス定期代の全額 冬期間、子吉地区の葛法、船岡町内の児童に対して貸し切りバスを運行する。	な し	対 象 岩城中学校通学の勝手(川向以北)、上新谷、雪川、道川、君ヶ野地区の生徒 補助内容(一人当たり) 380円×90日	な し

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
スクールバス 運行事業	上川大内小学校・大内中学校 マイクロバス(29人乗) 上川大内方面 1台	八塩小学校 大型バス(62人乗) 黒淵方面 1台 ワゴン車(10人乗) 板戸方面 1台 高瀬小学校 中型バス(42人乗) 法内方面 1台 ワゴン車(10人乗) 大台方面 1台 マイクロバス(29人乗) 宿・大吹川方面 1台 マイクロバス(29人乗・営業車) 杉森・大琴方面 1台	西目幼稚園 マイクロバス(28人乗) 1台	直根小学校 マイクロバス(29人乗) 2台 マイクロバス(26人乗) 1台 川内小学校 中型バス(47人乗) 1台 笹子小学校 マイクロバス(26人乗) 3台 鳥海中学校 マイクロバス(23人乗) 1台 マイクロバス(29人乗) 1台 中型バス(47人乗) 3台
遠距離通学費補助事業				
小学校	対象 通学距離が4km以上の区域及び 冬期間、通常の通学ルートが変 更される区域 補助内容 バス定期代の全額	対象 通学距離が4km以上の区域 (高瀬小学校へ通学するものうち、 祝沢、茂沢に住所を有するもの) 補助内容 (往路のみ 25円/km×通学日数) (復路はタクシー会社へ委託)	なし	対象(1) スクールバスを利用できない大久保地区 に住所を有し、定期バスを利用するもの 対象(2) 冬期間、通学に危険性のある地区(坪淵 ・矢ノ本・大栗沢)の児童 補助内容 (1)バス定期代の全額 (2)往路バス代の1/2×出席日数
中学校	対象 通学距離が6km以上の区域 補助内容 登校期間に最も適した定期券を 交付	対象 通学距離が6km以上の区域 補助内容 30円/km×2往復×寄宿舎開設期間日数	なし	なし

具体的な調整方法	
スクールバス運行事業	スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
遠距離通学費補助事業	小学校及び中学校の遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。

調整内容	1. 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。 2. 修学旅行助成事業については、合併時に統一する。 3. 学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。 4. スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。 5. 遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。 6. 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
------	--

項 目	各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
公立幼稚園	な し	な し	な し	な し

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
公立幼稚園	なし	なし	西目幼稚園 3歳児 25名 4歳児 48名 5歳児 48名 第1学期 4/1～7/31 第2学期 8/1～12/31 第3学期 1/1～3/31 春季休業日 4/1～4/3 3/22～3/31 夏季休業日 7/23～8/25 冬季休業日 12/26～1/13 開園記念日 11月1日	なし

具体的な調整方法	
公立幼稚園	公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。